平成23年第2回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

平成23年 5月10日 開会 マ成23年 5月10日 閉会

吉田町議会

平成23年第2回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月10日)

○町長あいさつ4
○開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○仮議席の指定
○議会議長選挙
○議長就任あいさつ8
○議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議会副議長選挙
○副議長就任あいさつ····································
○議席の指定
○会議録署名議員の指名
○会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○常任委員会委員の選任
○議会運営委員会委員の互選・・・・・・・13
○吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙・・・・・・・・・・・14
○榛原総合病院組合議会議員の選挙・・・・・・・・15
○相寿園管理組合議会議員の選挙・・・・・・・・・・15
○ 駿遠学園管理組合議会議員の選挙·······1 6
○議案第25号~議案第28号の一括上程、説明・・・・・・・・・・・16
○議案第25号の質疑、討論、採決19
○議案第 2 6 号の質疑、討論、採決2 0
○議案第 2 7 号の質疑、討論、採決
○議案第28号の質疑、討論、採決21
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議員派遣について25
○議会の閉会中の継続調査について26
○町長あいさつ

○議長あいさつ	2	7
○閉会の官告	2	7

開会 午前 9時00分

○事務局長(仲田京司君) 改めて、おはようございます。事務局長の仲田でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。したがいまして、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。本議会におきましては、吉永滿榮議員が最年長でございます。臨時議長をお願いしたいと存じます。臨時議長の吉永滿榮議員を御紹介いたします。

○臨時議長(吉永滿榮君) ただいま御紹介をいただきました吉永でございます。地方自治法 第107条の規定により、臨時に議長の職務を行うことになりました。議長選挙までの限られ た時間ではありますが、議員各位の御協力をいただき、無事任務を果たしたいと存じます。 どうかよろしくお願いいたします。

◎町長あいさつ

〇臨時議長(吉永滿榮君) それでは、開会に当たり、町長からごあいさつをお願いいたします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

〇町長(田村典彦君) 皆さん、おはようございます。

選挙の後、公式に顔を合わせるのはきょうが最初でございまして、何事もなければ、これから皆様とは4年間お付き合いをさせていただくことになります。よろしくお願い申し上げます。

皆さんはもう、とうの昔によく御承知のことと思いますけれども、この町の最終意思というものは議会が決めるものでございまして、私にはございません。私は、その最終意思の決定、すなわち議決に関しては介入できませんので、皆さんの責任というものは極めて重いものがあるということをまずもって御認識いただきたいと思っております。

皆様は、新人の方は携わらなかったわけでございますけれども、さきの議会において議員の皆様は、議会基本条例というのを目指して頑張ってまいりました。最終的には先送りという結果になったわけでございますけれども、その議会基本条例の制定というものは、基本的には開かれた議会というものを目指したものであると私は受けとめております。なぜ、開かれた議会を目指すのか。当然のことながら、そこには閉ざされた議会があったからであって、そこを当然改革して、開かれた議会というものをつくり上げ、町民の皆さんに対して、本来議会が持っているところのものを行って、信頼を得、そして最終的に自分たちがこの町の最終意思を決定するにふさわしいものであることを、町民の皆さんに認知してもらいたいというところがあったんではないかと私は思っております。

なぜ、皆様が開かれた議会というものを目指されたのか、つらつら私が考えるところでございますけれども、基本的には議会というものは、近年相対的にその地位というものは低下

を続けていることは紛れもない事実です。その最大の原因というものは、恐らく議会のやられている議員活動であるとか議会活動というものが、町民の皆様に対してほとんど見えないと、何をやっているのかというふうなところにあったのではないかと私は思っております。

当然のことながら、議会というものは、もう皆様も御存じのとおり議事機関でございます。デリバレイティブ・オルガン、メイキング・オルガンではありません。当然のことながら、議事機関というものは、会議を開き、議案を審議し、評決を押すというところに主眼点がございます。議案等が出され、当然のことながら審議が行われるわけでございますけれども、そこにおいては、議員の皆様は議員活動を通じて、民意をくみ上げ、そこにおいて討議をし、いわば最終的には町民の利益、それから町の利益にかなった評決をするというのが基本的なものとして、そこに私は横たわっていると、こんなふうに思っております。

そこにおいて、いわば町民の皆さんにとって議会というものがほとんど見られているといった場合に、どこが見られたと、その主眼点というものは、私はさきの言った意味において、何度もお話ししてまいりました。すなわち、議員の皆様が議案等について審議をし、評決する際に当たって、賛成反対の意思表示は当然最終的には求められますけれども、なぜ賛成したのか、なぜ反対したのか、その意思の表明というものはありません、基本的に。全く賛成の意見表明もせず、反対の意見表明もせず、単に賛成反対の意思表示をすると。そうした場合、当然のことながら町民の皆さんにとりましては、なぜ賛成したのか、なぜ反対したのか、私はこれが最大のポイントになると。そして当然のことながら、意思表示に伴うところの意見表明があって、それに伴うところの今度は説明責任が伴います。その説明がほとんどなされていなかった。すなわち、議員お一人お一人の議会活動というものが、基本的には全く見えないというところに私は最大の原因があったと思っております。

きょう、新しい議会がスタートいたします。当然のことながら、最初は議長選から始まる わけでございますけれども、私は、ここにおいて皆様にお願いがございます。執行機関の長 としてのお願いでございます。また、町民の一人としてのお願いでございますけれども、先 ほど申し上げたように開かれた議会でございますので、すべてを公開制の中においてやって いただきたい。すなわち、この議事堂においてすべてをやっていただきたい。当然のことな がら、我々は今後皆さんと4年間お付き合いをするわけでございますし、そこにおいて当然、 議長に立候補する方が、どのようにいわば議会というものを運営したいのか、どのように今 後議会というものをつくり上げていきたいのか、それについて当然我々も無関係ではござい ませんので、ぜひともお聞きしたい。それと同時に皆様が当然のことながら、どの議長さん を推すかは私はわかりませんけれども、それぞれの議長さんが複数お出になられた場合には、 当然のことながら、どなたもぶつかってくる皆さんおっしゃるわけでございますけれども、 そこにおいても公開制の中において、起立した上で、まず議長になる方を当然推して、その 後、当然のことながら、なぜ、何がゆえにその方を議長として推すのかという意見表明をし てもらいたい。意思の表示だけではなくて意見表明をし、当然のことながら、それがわかれ ば、いずれ皆さんに票を投じた方々に対して、なぜその方を推薦したのか、当然説明責任が 伴いますので、説明をしなければならないという事態になりますと。

すなわち、公開というものは、それだけの覚悟を皆さんに要求するわけです。個人名を出して申しわけございませんが、平野さんが選挙の際の後援会活動のパンフレットで、情熱、勇気という言葉がございましたけれども、基本的には私は不足であると思っております。覚

悟をするかどうか。覚悟があって初めて私は、皆様が議員としていわば世に問えると思っております。覚悟がないがゆえに皆様は尻込みをする。議案等に対して賛成反対、意思表示だけではなくて意見表明、当然それに続くところの説明責任というものが皆さんには降りかかっています。それをあえて身に負わせるだけの覚悟、これをしていただきたい。

私は、大げさな言い方かもしれませんけれども、当然のことながら、談合排除のための入 札改革もしてまいりました。当然、私には警察が身辺保護のためにパトロールしました。殺 されることすらも覚悟しなければならない。議会というものはそういうものです。意思決定 というものは、そういう覚悟があって初めてできるわけで、場合によっては非難轟々となり 得る可能性もあります。

しかし、今申し上げたように意思表示だけではなくて、意見表明をする、そしてそれを説明する、その一連の行動に対して責任を持つという覚悟こそ、皆様に求められるものであると私は思っております。

少なくとも、議長というものは議会運営のかなめでございますので、ぜひともこの議事堂において、公開の席でやっていただきたい。そして、でき得れば推薦し、その人を推薦する理由を述べ、そして我々もそれを聞きたい。最低限は記名投票でやっていただきたい。ぜひともそれが一町民であり、また執行機関を束ねる私の議会に対するお願いでございます。私の願いをぜひとも聞きかなえていただきますことを切に願いまして、私のあいさつといたします。よろしくお願いします。

○臨時議長(吉永滿榮君) ありがとうございました。

◎開会の宣告

〇臨時議長(吉永滿榮君) ただいまから平成23年第2回吉田町議会臨時会を開会いたします。 これより本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

〇臨時議長(吉永滿榮君) 日程第1、仮議席の指定についてを議題といたします。 仮議席は議事の進行上、ただいま着席している議席を仮議席といたします。

◎議会議長選挙

○臨時議長(吉永滿榮君) 日程第2、議会議長選挙についてを議題といたします。

ここで暫時休憩をいたします。

これより全員協議会を行いますので、議員の皆様は第2会議室へお集まりください。

当局の皆様には、ここでご退席いただき、改めて連絡いたしますので、御出席をお願いい たします。 暫時休憩に入ります。よろしくお願いいたします。

休憩 午前 9時16分

再開 午前 9時48分

○臨時議長(吉永滿榮君) 休憩を閉じまして、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しております。

これより議会議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○臨時議長(吉永滿榮君) ただいまの出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、増田剛士君及び2番、杉本幸正君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げますが、投票は単記記名です。よろしくお願いいたします。

投票用紙を配付してください。

[投票用紙配付]

○臨時議長(吉永滿榮君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

「「なし」の声あり〕

○臨時議長(吉永滿榮君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人は、点検をお願いいたします。

[投票箱点検]

〇臨時議長(吉永滿榮君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○臨時議長(吉永滿榮君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○臨時議長(吉永滿榮君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人には、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

〇臨時議長(吉永滿榮君) 選挙の投票結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロです。有効投票のうち、八木 栄君8票、河原崎曻司君4票、佐藤正司君1票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、八木 栄君が議長に当選されました。

そして、八木 栄君に投票された方の公表をいたします。3番議員、山内 均君、8番議員、枝村和秋君、11番議員、増田宏胤君、2番議員、杉本幸正君、本人、八木 栄君、8番議員、藤田和寿君、4番議員、平野 積君、1番議員、増田剛士君。それで8名です。

それから、河原崎曻司議員に投票された方は、10番議員、大塚邦子議員、本人、河原崎曻司議員、三輪正邦議員、私、吉永滿榮です。

佐藤正司君は1票。

以上です。

それでは、こういう結果になりましたけれども、ただいま公表はさせていただきました。 全議員がどういう過程でもって投票したかという、全議員が意見表明をしたらどうかという 提案をいただいたんですけれども、これは必要かどうかということでお諮りしたいと思いま すが、いかがでしょうか。

山内議員。

- ○3番(山内 均君) やっていただきたいと思います。
- ○臨時議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。

[「異議なし」の声あり]

〇臨時議長(吉永滿榮君) どうですか。意見、私はこういう理由でだれだれを投票させていただいたという意見表明が必要かどうかということで、きょう提案させていただいたわけですけれども。

8番議員。

- ○8番(藤田和寿君) 投票前であるならわかるんですが、結果が出たところで、それを言うのはいかがなものかなと思います。ですから、最初の場面で記名投票で決めたときにそれを決めてあるならいいんですけれども、結果が出た後は民主主義に基づいて結果を尊重して、議会が全体に一致するような方向が望ましいと思われるものですから、この意見表明がどのような形になるのか想像できませんので、私はいかがかなと考えます。
- **〇臨時議長(吉永滿榮君)** このような意見が出ました。

11番、増田議員。

- **〇11番(増田宏胤君)** 議会だよりの増刊号において、それぞれの議員の抱負を述べさせていただき、その中にそのような意見を盛り込んだらいかがと思います。
- **〇臨時議長(吉永滿榮君)** そのほかございますか。

[発言する人なし]

〇臨時議長(吉永滿榮君) 意見も双方出ているわけですけれども、それでは、お諮りしたい と思います。

全議員が意見表明をしたほうがいいという方の御起立をお願いしたいと思います。

〔賛成者起立〕

〇臨時議長(吉永滿榮君) 4名。

必要ないという方の御起立をお願いします。

[賛成者起立]

○臨時議長(吉永滿榮君) ありがとうございます。

[「意見は言えますか」の声あり]

- 〇臨時議長(吉永滿榮君) どうぞ、言ってください。
- ○4番(平野 積君) 今、採決したんですが、議会だよりで公表するというのも一つの手だと思うんですが、今、最初の投票はここで発表するというふうに理解したんですけれども、議会だよりで公にするというのも一つの手だというふうに。
- **〇臨時議長(吉永滿榮君)** それはわかります。それは恒例でやっておりますので、そういうことで御理解いただければよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○臨時議長(吉永滿榮君) ありがとうございます。

それでは、進行させていただきます。

〔議場開鎖〕

〇臨時議長(吉永滿榮君) ただいま議長に当選された八木 栄君が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

議長が決まりました。

以上で、臨時議長の職務は全部終了しました。議員各位の御協力、感謝申し上げます。 八木 栄君には、これよりごあいさついただき、議長席にお着きいただきますようお願い します。ありがとうございました。

◎議長就任あいさつ

〇議長(八木 栄君) 八木 栄です。

ただいま、皆様方、多数の御推挙をいただきまして、議長に当選させていただきました。 先ほど所信を述べましたとおり、数々のことを述べましたが、それらを必ず実行し、特に町 長とのコミュニケーション、これを絶対とって、議会と当局とが背中合わせにならないよう に協力して町民のためになる町づくり、そのための議会ということで運営していきたいと思 いますので、議員皆さん、それから町当局の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

ここで、今後の追加議事日程を配付するために暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時09分

○議長(八木 栄君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議事日程の報告

○議長(八木 栄君) 本日のこれからの議事日程については、ただいまお手元に配付のとおりであります。

◎議会副議長選挙

○議長(八木 栄君) 日程第1、議会副議長選挙についてを議題といたします。

ここで、暫時休憩いたします。

これより全員協議会を議場におきまして行います。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時20分

○議長(八木 栄君) これより議会の副議長選挙を行います。

選挙は、先ほど議長選と同様、投票で行います。

〔議場閉鎖〕

○議長(八木 栄君) ただいまの出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番、山内 均君、それから4番、平野 積君を指名いたします。

それでは、これより投票用紙を配ります。

念の為に申し上げます。投票は単記記名です。

それでは、投票用紙の配付をお願いいたします。

[投票用紙配付]

○議長(八木 栄君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 配付漏れなしと認めます。

ただいま配りました投票用紙の右側のほうに、それぞれの議員の名前を書いていただきまして、左側の枠の中に副議長の候補の名前を書いていただきたいと思います。

それでは、投票箱を点検いたしますので、立会人は点検をお願いいたします。

[投票箱点検]

○議長(八木 栄君) 投票箱は異状なしと認めます。

ただいまから投票を行いますので、1番議員から順番に投票のほうをお願いいたします。

〔投票〕

○議長(八木 栄君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) それでは、投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

それでは、これより開票を行います。

立会人には、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長(八木 栄君) それでは、選挙の投票結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロです。有効投票のうち、藤田和寿君9票、大塚邦子君3票、佐藤正司君1票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、藤田和寿君が副議長に当選されました。

それでは、藤田和寿君に投票されました方を発表いたします。増田宏胤君、八木 栄君、 山内 均君、三輪正邦君、枝村和秋君、藤田和寿君、平野 積君、杉本幸正君、増田剛士君。 大塚邦子君に投票しました方を発表します。吉永滿榮君、河原崎曻司君、大塚邦子君。 佐藤正司君は佐藤正司君です。

以上です。

〔議場開鎖〕

○議長(八木 栄君) ただいま副議長に当選されました藤田和寿君に、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

藤田和寿君から、副議長当選のごあいさつをお願いいたします。

◎副議長就任あいさつ

〇副議長(藤田和寿君) 8番の藤田和寿でございます。

ただいまの副議長選挙におきまして、皆様方の御信任をいただきまして、鋭意、議会改革 のために努力する所存でございます。

東日本大震災、原発事故等、非常に今、日本、世界じゅう非常事態でございます。我が町吉田町にとりましても、大変大きな課題と認識しております。議会の皆様方と一致団結して、町民の安全・安心の確保のため邁進するつもりでございます。また、議長八木 栄君を十分補佐して、また皆様方の意見を十分くみ上げ、情報改革も行っていきたいと思いますので、若輩者でございますけれども、皆様方の御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願いします。

最後でございますけれども、当局の皆様方にも、是々非々のスタンスでしっかりとした形 の議会を確立すべく運営を行いますので、また御指導のほどをよろしくお願いします。

どうもありがとうございます。

◎議席の指定

○議長(八木 栄君) それでは、日程第2、議席の指定についてを議題といたします。 議席は、会議規則第4条第1項の規定により指定いたします。指定する議席番号及び氏名 を事務局長から朗読させます。

〔議会事務局長 仲田京司君朗読〕

○議長(八木 栄君) ただいま事務局長朗読のとおり議席を指定いたします。 ここで暫時休憩とし、御自分の氏名票をお持ちいただき、議席の移動をお願いいたします。 休憩 午前10時34分

再開 午前10時36分

○議長(八木 栄君) それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(八木 栄君) 日程第3、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。 会議録署名議員については、会議規則第114条の規定により、1番、増田剛士君、2番、 杉本幸正君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(八木 栄君) 日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、5月10日の1日限りといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(八木 栄君) 御異議なしと認め、本臨時会の会期は、5月10日の1日限りと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

次の日程は、常任委員会委員の選任を行う予定です。このため、休憩時間中に全員協議会を行っていただき、調整をお願いします。

再開は協議終了後といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時03分

○議長(八木 栄君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。 ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しております。

◎常任委員会委員の選任

○議長(八木 栄君) 日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の説明については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付 した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員はお手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

この休憩中に常任委員会を開催いたしまして、委員会条例第6条第2項の規定により委員 長及び副委員長の互選をお願いいたします。

なお、互選の結果を委員長から議長へ報告願います。

この報告があり次第、議会運営委員の選任のための全員協議会を行うこととなりますので、 よろしくお願いいたします。

再開は、議会運営委員会委員の選任のための協議終了後といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午後 零時57分

○議長(八木 栄君) それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。 ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しております。

各常任委員会から正副委員長の互選結果の報告を受けました。その結果を報告いたします。 総務文教常任委員会の委員長に7番、佐藤正司君、副委員長に2番、杉本幸正君。

産業建設常任委員会の委員長に6番、枝村和秋君、副委員長に1番、増田剛士君。

以上のとおり、各常任委員会で決定されました。

ここに報告いたします。

◎議会運営委員会委員の互選

○議長(八木 栄君) 日程第6、議会運営委員会委員の互選についてを議題といたします。 お諮りします。

議会運営委員会委員の互選については、委員会条例第5条第1項の規定によって、お手元にお配りいたしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員にはお手元にお配りいたしました名簿のとおり選任することを決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。

この休憩中に議会運営委員会を開催し、委員会条例第6条第2項の規定によって委員長及

び副委員長の互選をお願いいたします。

なお、互選の結果を委員長から議長へ報告願います。

その上、この休憩中に全員協議会を開催し、日程第8から日程第11までの各組合議員について協議をお願いいたします。

再開は、この組合議員についての協議終了後といたします。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 2時37分

○議長(八木 栄君) それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。 ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しております。

ただいま議会運営委員会から正副委員長の互選の結果を受けました。その結果を報告いたします。

議会運営委員会委員長に10番、増田宏胤君、副委員長に12番、藤田和寿君、以上のとおり 決定された旨報告を受けました。

ここに報告いたします。

◎吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙

○議長(八木 栄君) 日程第7、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 異議なしと認め、選挙の方法については指名推選と決定いたしました。 お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 異議なしと認め、議長に指名いたします。

まず、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員でありますが、1番、増田剛士君、2番、杉本幸正君、5番、三輪正邦君、7番、佐藤正司君、11番、河原崎曻司君、12番、藤田和寿君、そして13番、八木 栄となっております。以上7名です。

この7名を指名し、当選人と決定することに御異議のない方は御起立をお願いいたします。 [賛成者起立]

○議長(八木 栄君) ありがとうございます。全員の起立を認めました。

ただいま指名いたしました7名の議員が、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員に当選いたしました。会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎榛原総合病院組合議会議員の選挙

○議長(八木 栄君) 日程第8、榛原総合病院組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 異議なしと認め、選挙の方法については指名推選と決定いたしました。 お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 異議なしと認め、議長において指名いたします。

榛原総合病院組合議会議員には、3番、山内 均君、4番、平野 積君、6番、枝村和秋 君、8番、吉永滿榮君、9番、大塚邦子君、10番、増田宏胤君、13番、八木 栄の7名であります。

以上の7名を指名し、当選人と決定することに御異議のない方は御起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長(八木 栄君) ありがとうございます。全員の起立を認めました。

ただいま指名いたしました7名の議員が、榛原総合病院組合議会議員に当選いたしました。 会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎相寿園管理組合議会議員の選挙

○議長(八木 栄君) 日程第9、相寿園管理組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。 これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 異議なしと認め、選挙の方法については指名推選と決定いたしました。 お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 異議なしと認め、議長において指名します。

相寿園管理組合議会議員には、1番、増田剛士君、5番、三輪正邦君の2名を指名し、当 選人と決定することに御異議のない方は御起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長(八木 栄君) ありがとうございます。全員の起立を認めました。

ただいま指名いたしました2名の議員が、相寿園管理組合議会議員に当選いたしました。 会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎駿遠学園管理組合議会議員の選挙

○議長(八木 栄君) 日程第10、駿遠学園管理組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。 これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 異議なしと認め、選挙の方法については指名推選と決定いたしました。 お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 異議なしと認め、議長において指名いたします。

駿遠学園管理組合議会議員には、3番、山内 均君を指名し、当選人と決定することに御 異議のない方は御起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長(八木 栄君) ありがとうございます。全員の起立を認めました。

ただいま指名いたしました3番、山内 均君が、駿遠学園管理組合議会議員に当選いたしました。会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に全員協議会を開催し、特別委員会の設置に関して協議をお願いいたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時45分

○議長(八木 栄君) それでは、暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。 ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しております。

◎議案第25号~議案第28号の一括上程、説明

〇議長(**八木** 栄君) 議案上程を行います。

日程第11、第25号議案から日程第14、第28号議案まで一括上程いたします。 町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長(田村典彦君) 平成23年第2回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、専決処分事項の承認について2件、人事案件について2件の 合計4件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第25号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町国民健康保険税条例の 一部を改正する条例)でございます。

本議案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月30日に公布されたことに伴い、 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により 専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いす るものでございます。

主な改正点としましては、医療費の増嵩や加入者の低所得化が見込まれる中、安定した国保の運営に資するため、中間所得層の負担軽減に配慮しながら、基礎賦課額の引き上げを行うもので、法改正に合わせた所要の改正を行うものでございます。

第26号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例)でございます。

本議案は、健康保険施行令等の一部を改正する政令が本年3月30日に公布されたことに伴い、吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点でございますが、昨年度緊急の少子化対策の一環として平成21年10月1日から 平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金等の医療機関等への直接支払い制度 が創設されましたが、平成23年4月以降も引き続き当制度が継続されることに伴い、所要の 改正を行うものでございます。

第27号議案は、吉田町監査委員の選任についてでございます。

本議案は、平成23年4月30日に一身上の都合により退職された中島元監査委員の後任の委員につきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、吉田町片岡2004番地の1、増田一榮氏を識見を有する者のうちから選任する監査委員として、議会の同意をお願いするものでございます。

第28号議案は、吉田町監査委員の選任についてございます。

本議案は、議会議員のうちから選任する監査委員に大塚邦子氏を選任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をいただこうとするものでございます。

以上が、上程をいたします4議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申 し上げます。

○議長(八木 栄君) 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いいたします。

町民課長、久保田千江子君。

[町民課長 久保田千江子君登壇]

〇町民課長(久保田千江子君) 町民課でございます。

町民課から、第25号議案と第26号議案につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分をいたしましたので、御報告させていただき、御承認をいただこうとするものでございます。

なお、既に国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

それでは、第25号議案 専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を御説明申し上げます。

議案書の1ページから3ページと参考資料ナンバー1の新旧対照表をごらんください。 説明は新旧対照表でさせていただきますので、ごらんください。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたことにより、4月1日から施行するために地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の限度額の引き上げでございます。

第2条、第23条関係では、基礎賦課額の限度額を「50万円」から「51万円」に、後期高齢者支援金等賦課額の限度額を「13万円」から「14万円」に、介護納付金賦課額の限度額を「10万円」から「12万円」に改めるものでございます。この限度額の引き上げは、医療費の増大が今後も続くと予想される中で、加入者の所得の上昇を見込むことは難しく、中間所得者層の負担に配慮しながら、低所得者層の軽減を図るためのものでございます。

次に、第26号議案 専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例)を御説明申し上げます。

議案書の4ページから6ページと参考資料ナンバー2の新旧対照表をごらんください。 説明は新旧対照表でさせていただきますので、ごらんください。

改正内容は、出産育児一時金に関する経過措置を恒久化とする改正と文言の整理でございます。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたことにより、4月1日から施行するために地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

第6条関係では「38万円」を「42万円」に改め、附則第1項の見出し、附則第2項の見出 し及び第2項を削除し、新たに附則を加える改正でございます。出産に係る被保険者の経済 的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、出産育児一時金の支給額を暫定措置 として平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、42万円を支給しておりましたが、 4月以降も恒久化するために改正するものでございます。

また、第9条関係では、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令が施行され、「第72条の5」が「第72条の4」に繰り上げられたことに伴い、あわせて改正するものでございます。

以上が、平成23年3月31日に専決処分を行いました吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〇議長(八木 栄君) 続いて、総務課長、田村政博君。

〔総務課長兼防災監 田村政博君登壇〕

〇総務課長兼防災監(田村政博君) 総務課でございます。

総務課からは、第27号議案、第28号議案につきまして御説明申し上げます。

第27号議案 吉田町監査委員の選任についてでございます。

議案書の7ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、平成23年4月30日に一身上の都合により退職されました中島元監査委員の後任の委員の選任につきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

識見を有する者のうちから選任する監査委員でございますが、住所は吉田町片岡2004番地の1、氏名は増田一榮、生年月日は昭和14年9月29日生まれ、現在71歳でございます。

増田氏の主な経歴でございますが、昭和42年6月にシンクス株式会社に入社されて以来、 平成14年9月までの約35年の長きにわたり同社の発展に寄与されました。また、平成16年4 月から平成20年3月までの4年間、片岡区の福祉士会長を務められ、その後、平成20年4月 から平成22年3月までの2年間は、片岡区の自治会長として地域のためにご尽力され、地域 住民の方からは大変信望が厚い方であります。

続きまして、第28号議案 吉田町監査委員の選任についてでございます。

議案書の8ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、議会議員のうちから選任いたします監査委員に大塚邦子議員を選任することに つきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の御同意をお願いするもので ございます。

住所は吉田町川尻877番地の2、氏名は大塚邦子、生年月日は昭和32年9月1日、53歳でございます。

甚だ簡単ではございますが、以上が総務課からの2議案につきましての御説明でございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(八木 栄君) 以上で上程議案の説明が終わりました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

〇議長(八木 栄君) 日程第11、第25号議案 専決処分事項の承認を求めることについて (吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番、佐藤議員。

- **〇7番(佐藤正司君)** この条例改正に伴って、23年度からということですけれども、見込みとして、これ、対象になる方がどのぐらいあるのかということと、総額でどのぐらい税収アップになるのかということを一つお聞きします。
- 〇議長(八木 栄君) 町民課長、久保田千江子君。
- 〇町民課長(久保田千江子君) お答えいたします。

23年度につきましては、国保税につきましては7月が本算定となりますので、22年度の本算定時における限度額を受け入れる件数を申し上げます。

基礎賦課額につきましては89世帯、後期支援分につきましては336世帯、介護支援分につきましては162世帯になります。約700万円ほどの金額になるかと思います。 以上です。

- 〇議長(八木 栄君) 7番、佐藤正司君。
- **〇7番(佐藤正司君)** 先ほどの課長の説明では、これに伴って低所得者、そこを抑えるためというような説明があったんですけれども、具体的に何かそこのところでの手当はあるんですか。
- 〇議長(八木 栄君) 町民課長、久保田千江子君。
- **〇町民課長(久保田千江子君)** 具体的にといいますか、今後とも医療費等が伸びていくことが考えられますので、低所得者層の負担を軽減するために、納付できる方にお願いするというようなことになります。

以上です。

○議長(八木 栄君) ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

〇議長(八木 栄君) 質疑を終結します。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

〇議長(八木 栄君) 日程第12、第26号議案 専決処分事項の承認を求めることについて (吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 質疑を終結します。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長(八木 栄君) 日程第13、第27号議案 吉田町監査委員の選任についてを議題といた します。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 討論に入ります。

[「なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長(八木 栄君) 日程第14、第28号議案 吉田町監査委員の選任についてを議題といた します。

[「議長、除斥願います」の声あり]

〇議長(八木 栄君) それでは、大塚議員に係ることなので除斥を求めます。

[9番 大塚邦子君退場]

○議長(八木 栄君) それでは、改めまして日程第14、第28号議案 吉田町監査委員の選任 についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 質疑を終結します。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

[9番 大塚邦子君入場]

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(八木 栄君) 日程第15、発議案第1号 議会広報特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

本案については、提出者、増田宏胤君の説明を求めます。

10番、増田宏胤君。

[10番 増田宏胤君登壇]

○10番(増田宏胤君) 朗読をもって説明にかえます。

発議案第1号 議会広報特別委員会設置に関する決議について。

別紙のとおり、吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年5月10日提出、吉田町議会議長、八木 栄様。

提出者、吉田町議会議員、増田宏胤。賛成者、吉田町議会議員、杉本幸正君、同、平野積君、同、枝村和秋君、同、佐藤正司君、同、藤田和寿君。

議会広報特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会広報特別委員会を設置するものとする。

記。

- 1、名称。議会広報特別委員会。
- 2、設置の根拠。地方自治法第110条及び吉田町議会委員会規則条例第4条。
- 3、目的。議会の意思や審議の状況を正確に分かりやすく町民に伝えるための広報活動に 関する調査研究。
 - 4、委員の定数。委員会の定数は、7名をもって構成する。
 - 5、継続調査。委員会は、議会の閉会中も調査及び研究を行うことができる。
 - 6、設置期間。上記事件の調査研究が終了するまでとする。

以上。

○議長(八木 栄君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 質疑を終結いたします。

増田議員、御苦労さまでした。

これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) ないようですので、討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、1番、増田剛士君、2番、杉本幸正君、3番、山内 均君、4番、平野 積君、5番、三輪正邦君、8番、吉永滿榮君、11番、河原崎曻司君、以上の7名を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会の委員はただいま指名いたしました7名を選任すること に決定いたしました。

ここで、追加日程の配付のため暫時休憩とします。

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時08分

○議長(八木 栄君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、12番、藤田和寿君から発議案第2号 議会改革特別委員会設置に 関する決議についてが提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(八木 栄君) 追加日程第1、発議案第2号 議会改革特別委員会設置に関する決議 についてを議題といたします。

本案については、提出者、藤田和寿君の説明を求めます。

12番、藤田和寿君。

[12番 藤田和寿君登壇]

〇12番(藤田和寿君) 朗読をもって本発議の説明といたします。

発議案第2号 議会改革特別委員会設置に関する決議について。

別紙のとおり、吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年5月10日提出、吉田町議会議長、八木 栄様。

提出者、吉田町議会議員、藤田和寿。 賛成者、吉田町議会議員、増田剛士君、同、杉本幸正君、同、山内 均君、同、平野 積君、同、三輪正邦君、同、枝村和秋君、同、佐藤正司君、同、吉永滿榮君、同、大塚邦子君、同、増田宏胤君、同、河原崎曻司君。

議会改革特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会改革特別委員会を設置するものとする。

- 1、名称。議会改革特別委員会。
- 2、設置の根拠。地方自治法第110条及び吉田町議会委員会条例第4条。
- 3、目的。議会及び議員の活動の活性化と議会基本条例の制定に向けた調査研究。
- 4、委員の定数。委員会の定数は、13名をもって構成する。
- 5、継続調査。委員会は、議会の閉会中も調査及び研究を行うことができる。
- 6、設置期間。上記事件の調査研究が終了するまでとする。 以上です。
- ○議長(八木 栄君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 質疑を終結いたします。

藤田議員、御苦労さまでした。

これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、1番、増田剛士君、2番、杉本幸正君、3番、山内 均君、4番、平野 積君、5番、三輪正邦君、6番、枝村和秋君、7番、佐藤正司君、8番、吉永滿榮君、9番、大塚邦子君、10番、増田宏胤君、11番、河原崎曻司君、12番、藤田和寿君、13番、八木 栄君の13名を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会の委員はただいま指名しました13名を選任することに決 定しました。

ただいま選任されました議会広報特別委員会並びに議会改革特別委員会の委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第6条第2項の規定により委員会において互選することとなっております。

ついては、互選のため、ここで暫時休憩いたします。

再開は、各委員会での委員長、副委員長を互選終了後といたします。

当局の皆様には改めて御連絡しますので、御出席をお願いいたします。

それでは休憩といたします。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時55分

○議長(八木 栄君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しております。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長いたします。

ただいま、議会広報特別委員会並びに議会改革特別委員会から、委員長及び副委員長の互 選の結果の報告がございましたので、発表いたします。

議会広報特別委員会の委員長に8番、吉永滿榮君、副委員長に11番、河原崎曻司君。

議会改革特別委員会の委員長に12番、藤田和寿君、副委員長に9番、大塚邦子君が決定いたしました。

以上、報告がありましたので、発表させていただきます。

◎議員派遣について

○議長(八木 栄君) 日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

吉田町議会会議規則第116条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付いた しました議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと 思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣する ことに決定しました。

ここで、追加日程の配付のため、暫時休憩とします。

休憩 午後 4時56分

再開 午後 4時58分

○議長(八木 栄君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、会議規則第71 条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長(八木 栄君) 追加日程第1、議会閉会中の継続調査についてを議題といたします。 お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすること に決定しました。

◎町長あいさつ

〇議長(八木 栄君) 以上で、平成23年第2回吉田町議会臨時会のすべての日程が終了しま した。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

〇町長(田村典彦君) 議員の皆様には、当局から出しました議案等につきましてお認めいただきまして、ありがとうございました。

さて、朝お話ししたことでございますけれども、会期にすれば平成15年、私が最初に町長に就任したときは、私が座ったときはもう議長も副議長も全部決まっておりました。そんなものだと思っておりましたけれども、第2回目の平成19年に座ったときは、2回生以上の方は御存じかもしれませんけれども、我々も聞かせてもらいたいというようなことで、我々は席からは退席いたしましたけれども、傍聴をさせていただきました。今回は、改めて公開制の観点から特に皆様にお願いしまして、結果として、すべて意思表示、それから意見表明、これも恐らく平野議員のあれですけれども、議会広報紙に載るのではないかと、そんなふうな、私もお聞きしましたし、それから、またそれに基づいて皆様はおのずと有権者に対して

説明をしなければならないということになりますので、ある意味におきまして、議員の思っているところの付託というものを実質的な意味において担保したのではないかと、こんなふうに思っております。

確かに議会改革ということは、非常にきれいな言葉です。改革というものは非常にきれいな言葉です。しかしながら、改革というものは、よくよく皆様にも考えていただきたいんですけれども、痛みを伴うものです。その痛みとは、普通の感覚でいいますと血を流すものでございます。皆様は一体、改革することによって、どのような痛みを伴うんでしょうか。ぜひとも血を流すわけでございますので、何を皆様は痛みとしてみずからにそれを課して、地を流されるのか、お考えいただければありがたいと思っております。

きょうの議会の閉会にあたりまして、私の感想でございますけれども、これから4年間、 最初の定例会は6月でございます。そして、延々と4年間、また町のため、それから町民利 益のため、お互いに切磋琢磨して時間を刻んでいくわけでございますけれども、何分このこ とよろしくお願い申します。

簡単でございますけれども、閉会のあいさつとします。

○議長(八木 栄君) ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長(八木 栄君) 閉会に当たり、一言お礼申し上げます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございまして、今後の議会運営に重要かつ必要な事項について、議員各位の御協力により、長時間にわたりましたが、慎重審議をいただき、無事決定することができました。心から厚く御礼申し上げます。

ふ慣れな議長でございますが、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○議長(八木 栄君) それでは、以上をもって、平成23年第2回吉田町議会臨時会を閉会と します。

大変お疲れさまでした。御苦労さまでした。

閉会 午後 5時03分